

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ（以下「当法人」という。）の定款第19条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員報酬とは、当法人が役員に対し、その役務の対価として支払うものをいい、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、役員報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の体系)

第3条 役員には定款第18条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

- (1) 役員報酬は月額報酬とする。
- (2) 通勤交通費は実費を支給する。

(決定方法)

第4条 役員報酬は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(報酬の改定)

第5条 各役員報酬の改定を行うことがある。

- 2 前項の改定は原則として毎年1回理事会で実施する。

(報酬の支給日)

第6条 役員報酬は、毎月10日に前月分を支給する。支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日に支給する。

(費用)

第7条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、当該役員より請求があった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用は現金をもって本人に支給する。ただし、現金の支給に代えて、本人が指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むこともできる。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行う。

(疑義等の解決)

第9条 この規程における疑義、解釈については代表理事が決定する。

附 則

この規程は、令和7年12月19日より施行する（令和7年12月19日理事会決議）。